

第3章 ヒアリング調査

第3章 ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の目的

本ヒアリング調査はアンケート調査と並行して実施し、アンケート調査結果からは拾いきれなかった講習会の実態や課題、現場での意見等を把握するために実施した。

(2) ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の対象や実施期間等は以下の通りである。

■ 調査対象

福祉用具専門相談員指定講習会を実施する事業者および都道府県の担当課

- 北海道 : 2事業者
 - 秋田県 : 2事業者 (うち1事業者は電話ヒアリング)、県担当課
 - 東京都 : 1事業者
 - 神奈川県 : 2事業者、県担当課
 - 愛知県 : 2事業者
 - 石川県 : 1事業者
 - 大阪府 : 3事業者
 - 岡山県 : 1事業者、県担当課
 - 香川県 : 1事業者、県担当課
 - 熊本県 : 1事業者、県担当課
 - 沖縄県 : 1事業者、県担当課
- 計 17 事業者、6 担当課

※ 都道府県ヒアリング調査は第2回検討委員会での意向により実施が決まったため、第2回委員会以前にヒアリング調査を実施した都道府県ではヒアリングを実施していない。

■ 調査実施期間

2006年12月中旬～2007年3月中旬までの約3ヶ月間

■ ヒアリング調査内容

福祉用具専門相談員指定講習会を実施する事業者の情報および事業実施状況

- 事業者の基礎情報 (指定状況、団体の規模、他事業所での展開)
- 指定講習会の実施状況
 - 指定講習会の実施状況全般 (受講者数、受講者属性、経営状況)
 - 指定講習会の講義・演習 (講義・演習の実施状況、テキスト、アンケートの実施等)
 - 指定講習会の講師 (確保する方法、専任・兼任の別等)
 - 指定講習会の施設・福祉用具 (講習会で使用する機器や福祉用具、購入状況)
- その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること
 - 指定講習会の位置づけ、福祉用具専門相談員の資質向上や均質性確保のための方策

2. ヒアリング調査の結果（ポイント）

以下、ヒアリング調査の結果として「福祉用具専門相談員指定講習会事業者」と「都道府県」のヒアリング調査結果におけるポイントを記載する。

(1) 福祉用具専門相談員指定講習会事業者

指定講習会を実施する事業者へのヒアリング調査結果のポイントは以下の通りである。

① 福祉用具専門相談員指定講習会事業者について

◆ 事業者の多くは、福祉用具専門相談員指定講習会以外の講座を並行して開講している

- ・ 専門課程として介護福祉士の資格取得の教育課程を設けている。
- ・ 講座開催以前からガイドヘルパーの講習会を実施していた。
- ・ 教育部門でヘルパー講習や介護事務の講習を実施。

- ・ 指定講習会のみを実施している事業者は見当たらない。
- ・ 他講座を開催していることで『講師の確保』が容易になっている一方で、講師の資格要件や専門性には差が生じている。

② 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況について

● 指定講習会の実施状況

◆ 指定講習会の受講生は、ここ数年で減少傾向

- ・ 平成 16 年度から受講生が少なくなる傾向にあった。平成 17 年度は若干増加したが、平成 18 年度は減少した。
- ・ 受講生はここ数年厳しい状況が続いている。

- ・ 指定講習会の受講生は減少しており、一部を除いて講習会事業は赤字。
- ・ 指定講習会を実施する事業主体の属性によって、講習会を開催する環境には差が見受けられる。

◆ 指定講習会の主な受講生は福祉用具貸与・販売事業者、その他資格者

- ・ 受講生は学生が中心。
- ・ 受講生は事業者が中心。ほとんどは地元中小企業の従業員。
- ・ 過去の受講生は介護職と一般からが多い。

- ・ 指定講習会の受講生の属性は事業者によってばらつきがある。
- ・ 講義・演習内容は、講習会に参加する受講生の属性によって差が生じており、標準化されているとはいえない。

● 指定講習会の講義・演習

◆ 指定講習会演習の実施環境や福祉用具の利用状況には差がある

- ・ 演習は1グループ20名程度で実施する。
- ・ 演習の際は10名以下のグループ編成で行う。
- ・ 講習では使い方に技術が必要な車いすやつえに主を置いており、それ以外の用具は紹介にとどまる。
- ・ 車いす、ベッド、リフト、シャワー等は全員が触れている。
- ・ 特にリフトは全員が動作確認。

- ・ 特に演習では、指定講習会事業者の環境（福祉用具、会場等）によって形式や実施内容に差が生じている。
- ・ 重点が置かれる福祉用具や演習の進め方は事業者の意向が反映されやすく、質の良し悪しの判断は事業者によって基準が異なる。

◆ 指定講習会の進め方や講義内容は、講師に任される部分大きい

- ・ （座学の進め方については）講師に内容を任せている。
- ・ 講義の進め方は基本的に講師に任せている。
- ・ 講師が作成する資料に対しては信頼を置いている。

- ・ 一部を除き、講義・演習は講習会講師による裁量が大きい。
- ・ 講師によって講義・演習の重点項目や得意分野が異なるため、講師に対しては客観的な質の良し悪しの判断がつけられない。

◆ テストの代替としてレポートの提出等の実施により講習会の質が担保されている

- ・ 科目ごとに受講生に対して1枚程度のレポートの提出を求めており、レポートがアンケートの役割も担っている。寝ている人に対しては、教科書を確認しながらレポートを記入するように求める。
- ・ テストは特に実施していないが、受講生には單元ごとにレポートを書かせて、講師がレポートの内容を評価する（A・B・C・Dによる4段階評価）。
- ・ レポートは本人にフィードバックするが、評価がDの場合は再提出を求める。全てのレポートを提出しないと修了証を渡さない方針を採っている。

- ・ 一部の事業者は独自の取り組みとして「講習会の質を担保する仕組み」を考案、実施している。
- ・ 金銭的な負担をかけなくても事業者で実施にかかる質を担保することが可能。

● 指定講習会の講師

◆ 指定講習会の講師の多くは「過去の付き合い」や「人脈」によって確保される

- ・ 講師へのコンタクトは過去からの付き合いが多い。
- ・ 講師は人づてに紹介してもらうことが多い。
- ・ 講師のネットワークを通じて確保する機会が多く、苦労はない。

- ・ 指定講習会の講師が入れ替わる機会はそれほど多くはない。
- ・ 講師を量的に確保している事業者は多いが、講師のバックグラウンド（属性）は講習会ごとに異なるため、講義・演習が統一的なレベルで実施されているか判断がつけられない。

◆ 講師の科目間専任・兼任には傾向が見られず、事業者によって異なる

- ・ 科目専任の講師が多い。
- ・ 科目間兼任が多い、科目兼任の講師はいる。

- ・ 専任・兼任は条件に合う講師が確保できる環境にいるかによって異なる。
- ・ 事業者の条件に合えば、講師の人材バンク等についてある程度のニーズがある。

● 指定講習会で使用する施設、福祉用具

◆ 福祉用具や会場施設の確保には明らかな「格差」が見受けられる

【福祉用具】

- ・ 手持ちの福祉用具はないが、講義・演習で使用する福祉用具は公共の福祉用具情報プラザを通じて手配することが多い。
- ・ 福祉用具は当社の持ち物を利用。リフト等も備えたいが、コミュニケーション用具も不足しているのが現状。

【会場施設】

- ・ 会場は同じビル内の研修室を格安の料金で借りることができる。
- ・ 講義・演習の会場はリハビリテーションセンターや総合福祉センターを利用。

- ・ 会場施設や福祉用具の格差は、事業者属性や都道府県の施設状況によって生じており、「大都市」「地方都市」等の要素の影響は比較的弱い。
- ・ 事業者の置かれた環境によって利用できる福祉用具や施設が変わるため、事業者が努力するだけでは福祉用具や施設利用における格差は埋まりにくい。

③ その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること

◆ 福祉用具専門相談員の位置づけを改めて検討する必要がある

- ・ 資格としてアピールしづらいのが現実。
- ・ 具体的に何をやる資格なのか、なぜ資格が必要なのかが十分に理解されていないのではないかと。
- ・ 講習を経て資格を持っていることによってできる仕事がないと意味がない。
- ・ 見なし資格では相談業務等専門相談員としての活動が難しい。

- ・ 「資格の有効性」や「資格の意義」を改めて検討する必要がある。
- ・ 資格を取ったことによって生まれるメリットが見えないことで、受講生の減少に影響を与えている可能性がある。

◆ 福祉用具専門相談員の研修制度の中身を再度検討する必要がある

- ・ 40 時間で何を教えればいいのか疑問。
- ・ 科目の時間割り振りや 40 時間の制限等は見直す必要がある。
- ・ 専門相談員のフォローアップ研修も必要。また、確認テストも必要になる。
- ・ 指定講習会を実施する上での科目の立て方も再考の余地がある。

- ・ 指定講習会の講義・演習内容や資格の中身を再検討する余地がある。
- ・ 資格としての認知度や質を向上させるためには、テストの導入や更新性の実施等も方向性の一案として考えられる。

(2) 都道府県

指定講習会の認定を行う都道府県担当課へのヒアリング調査結果のポイントは以下の通りである。

● 福祉用具専門相談員指定講習会の指定事務について

◆ 指定事務の移管に対する認識には都道府県間で差がある

- ・ 県が担当窓口になったことで事業者とのやり取りが増えたことはメリット。
- ・ 引き継いだことによるメリットはない。
- ・ 県民からの照会に直接回答することが可能な一方で、要綱の策定や様式の検討等の事務負担増加。

・ 引き継いだことによる「メリット」や「デメリット」を把握し、指定事務に対する共通認識を持たせることが期待される。

● 指定事務の負担感について

◆ 指定事務の移管後、各都道府県の裁量権を発揮しているケースは殆ど見受けられない

- ・ 最量権を発揮するような事態になっていない。
- ・ これまで裁量権を発揮する事態になっていない。どのように裁量権を発揮すべきか不明。
- ・ 国の方針に従っており現時点で裁量権は発揮していない。
- ・ 国の指定要綱は国のものと殆ど同じ。資格の有効期間等も変更していない。
- ・ 事業者に対してどこまでの対応を県で実施し、どこからは国で対応するのかが不明。

・ 指定講習会に関して、都道府県が裁量権を発揮する際の指針や前提等は再検討する余地がある。

◆ 指定事務を実施する上では、他県や県内他担当課との情報交換が必要な場合がある

- ・ 庁内でも部署が異なると連携が難しいため、具体的な指定業務の方法が見えてこないのが現状。
- ・ 県が指定した事業者が他県で講習会を実施する場合の対応や連絡等が不備。
- ・ 他県の事業者の不備があった場合にはどこまで講習会を実施する県が関与できるのかが分からない。

・ 都道府県間や県内での情報交換の不足により生まれる不明点は、定期的な情報交換の促進等によって対応されることも検討される。

● 福祉用具専門相談員の位置づけ、質を高める上での課題等

◆ (都道府県担当の認識として) 福祉用具専門相談員の位置づけは必ずしも高くはない

- ・ 福祉用具専門相談員の資格としての位置づけは低いのではないか。
- ・ フォローアップ研修がないが、取得者のバックグラウンドによって資質やレベルにばらつきが生じるのではないか。
- ・ 福祉用具専門相談員は必要な資格ではあるが、「働くための資格」ではないとの認識。
- ・ 必要な資格ではあるが、汎用性が低い資格との認識である。
- ・ 専門相談員の資格をどれだけ重視するかによって位置づけが異なる。

・ 福祉用具専門相談員がどのような活動をしているかも含め、改めて資格としての位置づけや共通認識を確立することが期待される。

◆ 各都道府県によって、指定講習会に関する今後の取組み姿勢や意識には差が生じている

- ・ 本事業については県においては概ね順調に推移しているものと認識。
- ・ 県のHP上では指定講習会の情報提供を行っていない。県内の資格者の把握は今後の検討課題。
- ・ 県として改めて資格の周知が必要である。
- ・ 全国的な統一感がないと資格としては問題であるため、きちんとした資格と位置づけるのであれば改めて国が取り仕切るほうが望ましいのではないか。

・ 指定講習会に対する全国的な統一感はない。今後、各都道府県の裁量や積極的な取組みが期待される一方で、最低限の取組みや共通認識を持たせることも検討される。

3. ヒアリング調査の結果（詳細）

(1) 福祉用具専門相談員指定講習会事業者

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 1

1. 事業者情報	事業者 A（東京）	事業者 B（愛知）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 11 年度から講習会事業を開始。財団としては平成 14 年度から講習会事業を実施。 ▶ 指定を受けているのは東京都のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 15 年 8 月に指定を受けて指定講習会を開始。来年度も開講予定。 ▶ 平成 15 年以前から指定講習会を実施していたが、別業者が実施。 ▶ 指定を受けているのは愛知県のみ。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>財団全体の職員は 75 名</u>。財団固有の職員と社協との兼業、東京都からの派遣職員等。 ▶ 指定講習会に関与している職員は 3 名。非常勤でアドバイザーを 1 名依頼し、指定講習会の方針や指導等を実施。 ▶ アドバイザーは社会福祉士の資格を保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>全職員 50 名程度</u>のうち、福祉用具専門相談員指定講習会に携わっているのは <u>3 名</u>。 ▶ 保有資格は介護福祉士、看護師等。
その他の事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な事業内容は「福祉サービスの実施」。東京都から業務を委託されている財団。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 普通科以外にも通信科を持つ学校法人。ホームヘルパー等の養成を実施。 ▶ 別途専門課程として介護福祉士の資格も取得可能（5 年間教育）。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京都以外では実施せず。 ▶ 講師の人件費等を含めると指定講習会自体は赤字事業。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 愛知県以外では実施せず。 ▶ 指定講習会自体は赤字事業であるが、他の研修・教育事業が黒なので指定講習会を行うことが可。

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成15年2月に指定講習会の申請。平成19年には再度指定の更新を行う予定。 ▶ 指定を受けているのは愛知県のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成15年2月18日に初の指定。指定業務が県に移った以降、県の窓口が申請を受け付けてくれたかどうか返信がない状況。 ▶ 指定を受けているのは石川県のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定を受けたのは平成18年6月で、神奈川県へ指定業務が移管された後。 ▶ ホームヘルパーのステップアップ講座として福祉用具の講座希望が受講者から寄せられ、それをきっかけとして開講。 ▶ 指定を受けているのは神奈川県のみ。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>職員は5名</u>。福祉用具専門相談員指定講習会には5名全てが関与。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>職員7名</u>のうち、指定講習会の<u>主担当は1名</u>（社会福祉士兼福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員の資格保有）。 ▶ その他職員は作業療法士や社会福祉士の資格を保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会に関与する<u>社員は4名</u>のうち<u>中心は2名</u>。4名のうち2名は福祉用具専門相談員の資格を保有。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金沢市の設置（金沢福祉用具情報プラザ条例）。指定管理者は社会福祉法人金沢市社会福祉協議会。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元々は有料老人ホームの運営や在宅介護事業が中心。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 愛知県以外では実施せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 石川県以外では実施せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 神奈川県以外では実施していない。 ▶ 他県で指定を受ける予定もない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 2

1. 事業者情報	事業者 F (神奈川)	事業者 G (沖縄)
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県からの指定を受けたのは平成 18 年 8 月。指定講習会を開催したのは平成 18 年 10 月 1 日から。 ▶ 別の講習会実施を通して県の窓口と連絡を取っていたため、指定を受ける際に県との連携はうまくいったとの認識である。 ▶ 現在指定講習会の指定を受けているのは神奈川県のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 13 年 11 月 21 日に本省からの指定を受け、平成 14 年度に指定講習会を開始。 ▶ 指定業務が九州厚生局に移管された後 2 回目の指定申請を済ませており、平成 20 年 3 月 31 日までは指定機関。 ▶ 指定を受けているのは沖縄県のみ。本州等への事業拡大は予定していない。 ▶ 県庁の担当とは連絡を取ったが十分に指定業務の理解をしていない印象。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>従業員は常勤で 3 名、うち 2 名は従業員兼講習会の講師であり、訪問介護事業所等でも働いている。</u> ▶ 理事長（ヒアリング対応者）は福祉住環境コーディネーターやホームヘルパー 2 級、視覚障害者・全身性障害者・知的障害者ガイドヘルパーの資格を保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当社の<u>教育部門担当は 3 名</u>であり、離島での教育事業担当も兼ねている。 ▶ 3 名は、福祉用具専門相談員以外にヘルパーや医療・介護事務の資格者。
その他の事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 18 年 10 月に専門相談員の講座を開催するまではガイドヘルパーの講習会を実施。福祉用具専門相談員の講習会は、ガイドヘルパー等が知識をつける上でステップアップとなると判断して開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本体は沖縄県を中心として 1,000 名程度の従業員を雇っている（正社員・パート含む）。主な事業は『県立病院等への医療事務人材派遣業』、公共系の施設への派遣・離島への派遣が中心。 ▶ 本業以外に教育部門として「日本総合医療学院」を運営。医療事務を中心だったがヘルパー講習や介護事務等へ事業を拡大。 ▶ 年間 120 名程度は沖縄県からの委託を受けて講習会（研修）を実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 神奈川県以外では実施せず。 ▶ 今後も、神奈川県以外での指定を受ける予定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沖縄県以外では実施せず。 ▶ 本州支社の意向にもよるが、現時点では拡大の予定はない。

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定を受けたのは平成14年11月6日。その後一度指定の更新を実施。 ▶ 指定は北海道のみ、特に十勝・帯広一帯の事業者を対象とした地元密着の事業展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成11年9月に指定を受け、2回指定更新。平成7年から50時間の研修は実施。2007年1月中旬に再度更新の申請予定。 ▶ 指定は北海道のみで、今後も継続更新予定。40時間への切り替えも検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の指定は平成14年11月に受け、講習会の開始は平成15年2月。 ▶ 指定は大阪府と奈良県。指定講習会は当初は奈良県で開始し、平成15年からは大阪でも開催。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社の従業員は<u>3名</u>。指定講習会のうち<u>1名</u>で回しており、事務局として機能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 振興会の職員は<u>3名</u>。事務局長1名と主事が2名だが、主事は福祉用具専門相談員の資格を保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当社自体の社員数は27名（男性6、女性21）。保有資格は看護師、ケアマネージャー、介護福祉士（、歯科衛生士。パートタイマーが140名程度。 ▶ 指定講習会の事務局担当は1名。講師は当社の従業員中心。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の指定を受ける以前からヘルパーやガイドヘルパーの講座を開催していた。現在もこれらの講座は中心的事業である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成7年度から50時間の指定講習会を実施している。指定講習会以外にはケアマネージャー受講試験の受験対策等の研修会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主は近畿日本鉄道株式会社と近鉄保健サービス株式会社。 ▶ 「ヘルパー2級養成講座（年間2回開講）」と「介護予防運動指導員養成講座」を開催。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 北海道以外での講習会開催は予定しておらず、道内別地域での開催も予定していない。 ▶ 指定講習会の採算性は厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 北海道以外での指定講習会は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪府、奈良県以外での指定講習会は実施していない。他の都道府県での実施予定はなく、指定講習会はサブ事業としての位置づけ。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 3

1. 事業者情報	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成14年2月19日に指定を受け、平成17年末に更新申請。 ▶ 指定は大阪府と京都府。当初は大阪のみ、京都でも開催するようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請を行ったのは平成11年7月。今後も指定講習会を開催予定で40時間と50時間を併せて実施。 ▶ 指定は大阪府のみ。大阪は他の都道府県から交通アクセスがよく利点。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業・講座部のメンバー（5名）のうち、指定講習会の担当者は1名。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正社員は50名程度、登録ヘルパーは300名程度。指定講習会には4名程度が関与し、介護福祉士や看護師等の有資格者もいる。 ▶ 4名には専属講師が含まれており、うち2名が事務局を担当。
その他の事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入会者に対して、カルチャー、スポーツ等の講座を提供。福祉関連では、福祉用具専門相談員指定講習会以外にも多くの講座を実施し、ホームヘルパー2級や介護支援専門員受験対策等を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居宅介護支援事業や介護保険上の訪問介護等が主要事業。その他、ホームヘルプの個人契約を中心とした介護サービスを実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪府・京都府以外での指定講習会は実施していない。今後他の県に進出して実施する予定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪府以外での指定講習会は実施していない。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定を受けているのは秋田のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 17 年 7 月から開始。 ▶ 指定を受けているのは秋田のみ。指定講習会の実施判断はそれぞれの事業所による。 ▶ 来年度以降も更新申請を行う予定。都道府県の担当との連携は比較的よい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 15 年度から指定講習会を開始した。 ▶ 指定を受けているのは岡山のみである。現在は年間 3 回程度実施しているが、回数を変更する予定等はない。回数等は要検討事項である。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業所の従業員は 3 名であり、うち 1 名は福祉用具専門相談員の資格を保有。ヘルパー講習を含めて、指定講習会の担当は 1 名。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実質の主担当は岡山センターの 2 名。 ▶ 担当職員は主に講習の事務局としての活動を行っている。担当が特に資格を保有しているわけではない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具に関する指定講習会を実施する以前から、ヘルパー 2 級の講習会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会は以外にはホームヘルパー 2 級の講座を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 岡山市ふれあい公社は市の財団であり、県内に 5 つのセンター（岡山、北、西大寺、西、南）を備えている
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 秋田県以外での指定講習会は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 秋田県以外での指定講習会は実施していない。今後、他の都道府県で実施する予定もない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県以外での指定講習会は実施していない。他県で展開する予定もない。市の公社なので市内のみで実施予定。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 4

1. 事業者情報	事業者P（香川）	事業者Q（熊本）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最初の指定を受けたのは平成14年7月26日。その後、平成18年3月に再指定を行った。 ▶ 指定を受けているのは香川県のみ。以前は福山でも指定講習会の実施を検討していたが、受講生が集まらなかったために現在では実施していない。今後も指定講習会の更新を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最初に指定を受けたのは平成13年度で、その後1回更新を行った。 ▶ 指定を受けているのは熊本県のみである。 ▶ 今のところは指定を更新する予定であるが年間の開催回数を減らすことを検討。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 穴吹カレッジグループの職員は全体で500名程度。 ▶ うち指定講習会の運営担当は1名。福祉用具に関する資格は特に保有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員数は正社員17名、登録型のヘルパーが45名在籍している。うち指定講習会の担当は1名。 ▶ 当社全体ではケアマネージャー、看護師、介護福祉士等の有資格者が在籍している。
その他の事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門学校は高松、徳島、福山、広島で開講しており、コンピューター、デザイン、リハビリテーション、医療福祉関係の専門教育を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、有料老人ホームを運営。 ▶ その他、ホームヘルパー2級養成講座（熊本県知事指定）を実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 香川県以外での指定講習会は実施していない。今後、他の都道府県で実施する予定も特にない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 以前は宮崎県でも講習会を実施していたが現在は実施しておらず、熊本県のみで実施。本業を展開しているのが熊本県なので今後他県で実施する予定はない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 5

2. 福祉用具専門相談員 指定講習会の実施状 況	事業者 A (東京)	事業者 B (愛知)
● 指定講習会の実施状 況		
講習会の実施状況および 受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間 2 回実施。 ▶ 平成 17 年度までは 9 月と 2 月の年 2 回実施だったが、平成 18 年度からは 7 月と 10 月の年 2 回開催に変更。 ▶ 受講生は 1 回の講習会あたり 100 名程度。平成 16 年度から<u>若干受講生が少なくなる傾向にあったが、平成 17 年度は東京都の広報に周知することができたので人数が若干増加。平成 18 年度はまた少なくなり 70 名程度。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間 3 回実施。 ▶ 実施時期はそれぞれ 5 - 6 月、8 - 9 月、12 月。 ▶ 開催の形式は土日開催（1 日 8 時間）。 ▶ 受講生の定員は 1 講座あたり 40 名だが、現在は毎回 20 名程度にとどまる。<u>平成 15 年以降は受講生が減少。</u>
受講者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9 月開催は<u>学生が多いが、7 月開催は有資格者や一般の方が多かった。</u> ▶ 個人的な事情で資格を取りに来る方はここ 1、2 年で増加しており受講生全体の 3、4 割を占める。 ▶ <u>有資格者と無資格者の割合は 7 : 3。</u> ▶ 福祉用具の貸与・販売で専門相談員の資格保有が必須になったことで受講増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生は<u>学生が中心</u>。特に 8 ~ 9 月の開講では学生が多く、それ以外の開講では学生以外の受講生が多い。 ▶ 愛知県はトヨタおよび関連企業が近くにあるので、トヨタ（及び関連企業）から受講生が集まる場合がある。 ▶ <u>ヘルパー 2 級等の資格を取得した後に専門相談員の資格を取る場合もある。</u>
受講料および経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は 1 回の指定講習会で 25,000 円。 ▶ 東京都からの補助が出ているが、人件費等を含めると赤字である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は 1 回の指定講習会で 38,500 円、テキスト代を含む。 ▶ 20 名程度集まらないと採算が厳しい。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 区の窓口や人材センター等にパンフレットを置いている。また、介護サービスや福祉用具販売・貸与を実施している事業者に対して FAX を送っている ▶ 財団 HP 上でも受講生を募集。 ▶ 講習受講後に働き口等の紹介はしていないが、問い合わせは多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新聞広告等での宣伝を実施。その他、リクルート系の雑誌への募集掲載や、学園の HP を活用して受講生を募集。ここ数年は募集広告の本数変更はない。 ▶ その他、有資格者への PR を行っている。 ▶ 口コミで参加する場合もある。

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間1回実施。 ▶ 開催時期は6－7月。 ▶ 受講生の定員は1講座あたり100名だが、現在は毎回70名前後にとどまっており、<u>ここ数年大きく変わらない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間2回実施。 ▶ 1回目は6月（土日開催）、2回目は1月（平成19年1月）に実施予定で連日行う。 ▶ 受講生の定員は1回あたり40名。<u>ここ数年の集客は厳しい状況が続いている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成18年度は年5回実施予定。 ▶ 5回のうち、8月・9月は11名、10月は9名集まった。11月は受講生が集まらなかったため12月（21名）実施。もう1回は3月予定。 ▶ 定員は1回あたり48名だが大幅に下回る数しか集まらなかった。<u>受講生の数は減少しているとの認識。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生は事業者が中心。 ▶ 受講者の中にはヘルパー等の有資格者はいるが、ほとんどは地元中小企業の従業員。 ▶ 受講生の男女比は4：6。 ▶ 受講生の中には静岡県や岐阜県、福井県、三重県からも来たケースあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生の多くは福祉用具の販売・レンタル業者。福祉関連職や学生、一般の方も多い。 ▶ 現在は全国から受講生を募集。 ▶ <u>作業療法士や理学療法士等のみなし資格者も講習会を受講する場合がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去の受講生は<u>介護職（17名）と一般（18名）</u>からの受講が多い。 ▶ 当社所属のホームヘルパーが自己啓発のために指定講習会を受講することもある。 ▶ 受講生の多くは神奈川県内から集まった受講生。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回の指定講習会で45,000円。受講生60名で収支バランスが取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回の指定講習会で25,000円。福祉用具のレンタル等の負担はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回の指定講習会で35,000円（テキスト代を含む）。実習で会場費がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去の受講者リストや事業者リストを参考にして案内状を送付。地元新聞に記事を掲載したが、反響は大きかった。 ▶ 振興会のHPも利用して宣伝を行った。 ▶ 講習会講師に大学教授がいるため大学生に対して別途宣伝を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在は事業者へのFAXが中心。 ▶ 福井県内の福祉用具貸与事業所（41事業所）に対してFAXを送付し、告知を行った。 ▶ チラシやパンフレット配布。福祉用具情報プラザのHPや市役所HP、市広報等に掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主に新聞の折り込み広告。その他の講座や資格等をまとめてチラシにして宣伝する。 ▶ 事業所を經由してダイレクトメールの送付やFAXを送信。 ▶ 社内でも適宜宣伝を実施。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 6

2. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者 F (神奈川)	事業者 G (沖縄)
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 18 年度は 4 回実施予定。第 1 回（平成 17 年 10 月）から各月ごとに 3 回開催し（ヒアリング調査は平成 17 年 12 月末）、年明け（平成 18 年）に 1 回実施する予定。講習会の実施形態は、講師の都合を勘案して週 3 回程度曜日を分けて実施。 ▶ 受講生は第 1 回講習会では 10 名、第 2 回 8 名、第 3 回は 6 名が集まった。過去 3 回だけでも<u>受講生は減少傾向であり、募集をかけても集まらないのが現状。</u> ▶ 専門相談員資格に対する需要は少なく、ヘルパー 2 級に対する需要が高い印象。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間 7 回実施予定のうち本島での開催が 3 回、離島（石垣・宮古）での開催を各 2 回ずつ予定。離島では受講生が集まらずに開催したことはない。 ▶ 1 回当たりの受講生の定員は 20 名。ここ数年は<u>受講生が集まらず厳しい状況。</u> 昨年は法改正の影響を受け、1 回につき 40 名程度の受講生が集まった。 ▶ 平成 17 年度の指定講習会（2 回）はそれぞれ修了者が 11 名、6 名。事業開始当初からの講習会修了者は総数で 250 名程度、離島在住の修了者は宮古から本島で講習会を受けた 5 名のみ。
受講者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今までの<u>受講生の半数はヘルパー 2 級の資格保有者。介護・福祉職の経験者が受講する場合が比較的多い。</u> ▶ 受講生は、指定講習会を「スキルアップの方法」として位置づけている。 ▶ 受講生の多くは神奈川県に在住であり、特に横浜周辺から来る受講生が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生の多くは沖縄本島の在住者、離島からの受講生は殆どいない。 ▶ 受講生の多くは<u>介護従事者。</u> ▶ 昨年は法改正の影響を受けて、事業者を中心とした受講生が多かった。会社業務として受講している場合が多い。
受講料および経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は 1 回の指定講習会で 35,000 円。 ▶ 採算は非常に厳しい。平成 19 年度は実施本数を減らすことを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は指定講習会で 35,000 円。受講料の高低では受講生が集まらない。 ▶ 指定講習会自体は赤字だが、その他講習会の黒字で赤字を埋めている状況。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新聞の折り込み広告への宣伝を掲載。求人広告に掲載することで反応が良い。 ▶ 訪問介護やデイサービスを実施する事業所に FAX を送り、指定講習会を宣伝。 ▶ 当 NPO の HP 以外に、県の社会福祉協議会が指定講習会の講座に関する情報を HP 上で掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な宣伝は沖縄県内の新聞広告。求人広告欄に募集を出している。新聞広告の折り込みチラシも作成。 ▶ 大手量販店やホームセンター、事業者の教育担当者、各種施設へダイレクトメールを送付し周知。 ▶ 別講座の修了者や資格を取った方にもダイレクトメールを送付。

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の実施は年1回であり、5月に開催。平成15年度は3月にも実施したため計2回だが、年間1回のペースは事業開始当初から変えていない。 ▶ 講習会は1週間連続して開催。 ▶ 指定講習会の定員は70人だが、実際の受講生は1回の指定講習会あたり10人～20人程度。事業開始当初から今までの累積受講生は128人であり、<u>毎回20人程度はコンスタントに集まっている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の開催は年間2回。6月と8・9月に開催しており、6月は事業者の社内研修、8・9月は大学生等の受講が多い。 ▶ 平成7年度から平成14年度に計12回実施し、延受講生は1,200名弱。平成15年度以降も年間2回開催しているが<u>受講生数は年々減少傾向</u>、平成17年度は100名を超えたが平成18年度の受講生は69名だった。 ▶ 開催を年間1回にする等今後の検討課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会定員は大阪が30名、奈良が20名。 ▶ 平均で年3回（大阪1回、奈良2回）程度開催。平成17年度から平成18年は1回ずつ回数を減らしている。 ▶ 事業開始当初からの開催数は大阪で計9回261名、奈良で計8回208名。事業開始当初と比較すると1回当たりの受講生数は減少傾向にある。 ▶ 講習会は土日開催で実施。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生の多くは十勝・帯広周辺の事業者。<u>事業者以外ではヘルパー等既に資格を保有している人が多く、学生はいない。</u> ▶ 見なし資格該当者は「受講は必須でない」旨を伝えるが自己研鑽や勉強のために受講する方が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生は2対1で男性のほうが多い。市内の受講生が40%程度を占め、その他は市外からの受講。 ▶ 受講生は<u>レンタル事業者と学生に分けられる</u>。平成17年度までは学生の受講が多かったが、平成18年度以降は事業者が主な受講生。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具販売・レンタル事業者が受講生の7割程度。その他ヘルパー2級の資格保有者や自営業者が受講。学生には学割を実施。 ▶ 大阪市内からの受講生が多い。奈良で実施する場合は奈良近県からの受講生が多い。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回の指定講習会で36,750円。補講の受講料は無料。 ▶ 指定講習会自体は赤字。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回あたり35,700円、50時間での開催。 ▶ 講習会事業は赤字。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は1回で35,000円。 ▶ 収支バランスは取れている状態。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な宣伝媒体は地元新聞（2社）。事業所や関連施設等へのDMやFAXも適宜実施。受講生や講師の紹介で受講するが多い。 ▶ 他講座（ヘルパー等）を受講した方に対しては案内等を送っておらず、受講生の強引な勧誘は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会員や道内の貸与事業所等に郵送で案内を送付。DMによる案内が最も反応が多いが、年々受講に関する問い合わせも減っている。 ▶ 当会のHP上の情報提供や介護新聞等の業界紙に記事を掲載。 ▶ 平成15年からは学生に案内を出している。講師が宣伝や広報を行ってくれる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当社のHP以外に「シカトル」等を活用、反響は大きい。 ▶ DMを事業者へ送付。その他、近鉄各駅の有料スペースにチラシを置く場合や近鉄百貨店文化サロンのサロンメニュー内に掲載する場合もある。 ▶ ヘルパー2級養成講座から受講生を引っ張ってくることはない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 7

2. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 年間2回実施。大阪では2月と9月（土日開催）京都では4月と10月に実施したが、開催日は固定化せず。 ▶ 1回あたりの定員は大阪；50名、京都；60名。受講生は従来7,80名程度集まっていたが、現在は40名程度。事業を開始してからの受講生の総数は800名程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今年度の指定講習会は3回実施予定。 ▶ 平成11、12年は毎回200名程度の受講生があり、1回は東京で実施。平成14年から受講生が減少傾向、平成16年以降は定員割れ。 ▶ 事業を開始してからの総開催数は50回程度、総受講生は3,500名程度。
受講者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 半数はヘルパー等の資格者。身内で福祉用具を利用することになった等の理由で受講することが多い。学生は殆どいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資格者は少なく、福祉関係の仕事の入り口として取る人が多い。一部資格者はスキルアップのために活用。 ▶ 受講生の多くは事業者で、業務の一環で会社派遣として来る場合が多い。 ▶ 以前は専門学校等の学生もいた。
受講料および経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は29,000円（大阪と京都で若干料金が異なる）であり、収益が出ているが福祉に関する講座の開講によって儲ける方針ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講料は32,000円、資料やテキスト代を含む。補講は1時間あたり500円。 ▶ 講習会の収支はマイナス。70人程度受講生が集まらないと厳しいが、時間単価を簡単に変更できないのが現状。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新聞（地方版）で1回の講座につき記事を2、3回掲載。 ▶ 大阪ではチラシ、DMの作成も行っていない。 ▶ 受講生の5分の1程度は他講座からの受講生を引っ張ってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロモーションは新聞を利用し、現在は業界紙のみに広告を掲載。 ▶ HPやインターネットを活用して宣伝したが、現在はHPでの宣伝を中心として実施。その他、福祉用具販売店等へDMを送付。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 18 年度は 3 回実施、1 日 8 時間の 5 日間連続の形式。1 回の指定講習会の定員は 30 名程度。 ▶ 平成 18 年度実施のうち 1 回目は 39 名、以降第 2 回；20 名、第 3 回；16 名が受講。秋田県の受講生は毎回この程度集まる。 ▶ 第 1 回目の開催には事業者が多く参加したため、その他 2 回と比較して人数が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 17 年に指定講習会を開催し、平成 17 年度は 2 回、平成 18 年度も 2 回実施。土日開催。冬の実施は避けている。 ▶ 農繁期を避けた 7 月と 12 月に実施。 ▶ 受講生は平均的に 12、13 名集まり、時期的変動はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 17 年度は 3 回実施し、受講生は計 84 名だった。1 回の指定講習会の定員は 30 名で毎回 20 名後半は集まっているので人数が減った印象はない。平成 15 年度の開始時から人数の変動はない。 ▶ 講習は年間で 3 本実施しているが、主催地は毎年変更。開催時期は大体初夏と、秋（もしくは冬）。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生は『事業者（福祉用具貸与・販売等）』と『介護・福祉関連の専門家』に分かれる。 ▶ 学生は殆どいない。一部（5%程度）の受講生は指定講習会を「職探し」と位置づけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生の 4 分の 1 程度は兼業農家。それ以外は介護タクシー事業者や介護福祉士、ヘルパー、ケアマネージャー等の有資格者。学生はいない。 ▶ 女性のほうが多い。殆どは秋田県内からの受講生。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ レンタル事業者が中心だが、福祉業界の入り口として受講する方も多く半々程度。 ▶ 有資格者の受講生は徐々に増えつつある印象。受講生の年齢層は比較的高く、学生は殆どいない。 ▶ 遠方から来る受講生もいる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の 1 回あたりの受講料は 30,000 円。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の 1 回あたりの受講料は 30,000 円、資料やテキスト代を含む。 ▶ 15 名くらいの受講生がいれば収支の採算が合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会 1 回あたりの費用は 25,000 円。テキスト代と補講費用を含む。 ▶ 指定講習会自体で利益が出ている。人件費、
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県の長寿社会課のアドバイスを受けHPに情報を掲載。問い合わせもあった。 ▶ 福祉用具貸与事業所へFAXを送付し、紙媒体をベースとした勧誘も実施。また、市の広報（無料）や新聞の求人広告欄への掲載によって受講生の募集をかけた。 ▶ 口コミによる集客も有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市の広報やHPでの情報提供。 ▶ センター内での掲示も併せて実施。DMによる事業者への宣伝は実施していない。 ▶ 受講生の集まりが悪い場合には、福祉用具貸与事業者に連絡して受講生を集める場合もある。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 8

2. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者 P (香川)	事業者 Q (熊本)
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開催してからの受講生は延 554 名。平成 16 年度以降の開催回数は年間 4 回以下にとどまっている。特に平成 17 年度以降の 1 回あたりの受講生数は減少。 ▶ 指定講習会の回数は年度によって異なる。 ▶ 平日には専門学校生が多いため土日開催で実施。実施スケジュールは介護技術講習会等の当校の別講座のスケジュールを勘案。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の定員は 30 名。 ▶ 講習会開催当初は年間 5 回程度実施していたが、現在は年間 2, 3 回にとどまっている。平成 18 年度の指定講習会は年間 3 回を予定していたが、うち 1 回は受講生が集まらなかったことにより開講しなかった。第 3 回の講座の受講生は 8 名程度であり、定員割れの状況が続いている。 ▶ 受講生は平成 17 年度あたりから徐々に減ってきた印象がある。
受講者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全体の 8 割以上は社会人の受講生。 ▶ 社会人の多くは福祉用具メーカーの新入社員。その他、自動車販売店や電気・設備会社等からの受講生も見受けられる。 ▶ 受講生の多くは香川県内の受講生だが、四国全体から集まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生の多くは事業所で勤務している方、新入社員の新人研修で受講される場合もある。 ▶ 9 月や年末は中途採用の従業員やヘルパーなど有資格者がステップアップの位置づけで受講する場合もある。 ▶ 男女比は比較的女性のほうが多い。
受講料および経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会 1 回あたりの受講料は開講当初は 40,000 円 (テキスト代) と設定していたが、平成 17 年 9 月から 28,000 円に変更。 ▶ 講習自体ではおよそ 30 人が集まれば利益が出る状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1 回あたりの受講料は 42,000 円である (テキスト代、補講代込み)。 ▶ 費用負担のほとんどは人件費と会場費。受講生が 12, 3 名集まれば収支のバランスが立ち、15 名集まれば採算が取れる状況。
受講生を集める上での工夫・努力 (広告・宣伝等)、働き口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 四国新聞 (オアシス) の折り込みチラシを活用している。チラシを配布すると比較的問い合わせが多い。 ▶ その他、当校のホームページを利用して宣伝。香川県の HP にも事業者情報は掲載。 ▶ 当校の受講生は内部価格として受講料を割り引いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広告媒体は当社の HP。HP を見て受講につながる場合も多い。 ▶ 新聞の折り込みチラシも実施していたが、費用面からの負担が大きい。 ▶ その他、県の広報 (地方誌) に募集記事を掲載したことはある。都道府県の HP は媒体として利用していない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 9

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者 A（東京）	事業者 B（愛知）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義は 100 名の 1 部屋にまとめて行っている。演習は 100 名を細分化（1 グループ 20 名程度：5 グループ）して実施する。 ▶ 演習では、使い方に技術が必要な車いす、つえを主に用いており、それ以外は機器の紹介にとどまっている。演習室に常備しているので休憩時間等に機器に触れる機会はあるが、実際の演習で触る機会はない。 ▶ 実際の演習で触れていない機器は後日の質問や見学にも応じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主たる講義は学園で実施する。学園の設備の設備が少ないため、演習は用具が揃っている福祉用具プラザで行う。 ▶ 講義は担任制のような仕組みを取り、担当者は講義時には立ち会わず演習時にアシスタント兼務で立ち会う。 ▶ 講義の際に寝ている人や態度が悪い人を補講に回す場合もある。 ▶ 講習期間後に福祉用具に関心がある場合、個別になごや福祉用具プラザに問い合わせせていく場合がある。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財団が独自で作成しているテキスト（3 冊）がある。テキストは財団外でも販売している。 ▶ テキストの作成は、アドバイザー（上記参照）の監修に基づき作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師に配布するマニュアル等は用意していない。加筆はしていない。 ▶ シルバーサービス振興会編集のテキスト（以下、振興会編集のテキスト）を使用。授業では講師が独自の資料を配布するケースが多い。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師が別途レジュメを作ってくるが、内容をアドバイザーが確認し、<u>受講者に対してテキストとして配布</u>。 ▶ 講義では、<u>講師がテキスト以外に ppt を作成する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>講師に内容を任せている</u>。 ▶ <u>授業で使用するテキストや資料は ppt などで講師が用意するケースが多い</u>。テキストに準拠する科目と講師が作成した資料を用いる科目がある。 ▶ <u>講師の多くは実体験を基に講義を実施</u>。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートを 1 回実施している。科目ごとには実施していない。 ▶ 結果は講師にフィードバック。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケート等は特に実施していないため、講師に対する講義のフィードバックも実施していない。
テスト等の実施状況、実施の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は<u>特段実施していない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テストは<u>特に実施していない</u>。

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義全般は、振興会が入っているビルで行う。演習に関連した講義はなごや福祉用具プラザ内で実施する。 ▶ 演習はなごや福祉用具プラザにて受講生を4、5班に分けて実施する。1班あたりの受講者数は10名～15名程度。 ▶ 講義や演習の全体スケジュールは事前に講師と相談して決める。講師から講義・演習に対しての提案がされる場合も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習の際は4以上のグループ分けを行い（10名以下でのグループ編成）。 ▶ 全員が触れるようにしている用具は車いす、ベッド、リフト、シャワー等。全員が触れないのはコミュニケーション用具。 ▶ 指定講習会で触ることができなかった福祉用具は後日利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1回の講義・演習はともに10名程度。演習の際に福祉用具に触れる機会が多い。 ▶ 福祉用具の限りがあるが、できるだけ多くの福祉用具に触れるように配慮。特にリフトは全員が動作確認。講習会で用意できないものはカタログの説明にならざるを得ない。 ▶ 講義には随時担当が同席し、担当が起こしに行く。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 作成しているテキストや資料は特にない。演習で使用するテキストは福祉用具プラザで配布している福祉用具のパンフレットや資料。 ▶ 振興会編集のテキストを使用、講義はテキストとpptを交互に利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自のテキストやマニュアル等は作成していない。 ▶ テキストは、中央官庁の研修でもらったテキスト（資料）を参考にする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義は振興会編集のテキストを利用 ▶ その他福祉用具のカタログを活用し、講習会独自のテキストは作成していない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>座学の進め方については講師に任せ</u>ている。講師作成のpptや資料を事前に確認して指摘することはない。 ▶ 演習でも、福祉用具プラザの資料（パンフレット）を利用する機会が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>講師とはあらかじめ講義や演習の内容を依頼しているが、講義・演習の前には事前打ち合わせの機会を持ち、講義や演習の内容を確認。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>担当講師に依存している部分</u>は多い。 ▶ 講義の際は随時担当が同席し、アシスタント的な役割で講義に参加。 ▶ 実技演習の際に<u>受講生を属性別にグループ分けしている</u>場合もある。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートを実施し、指定講習会全体の感想を確認する。 ▶ 感想や指摘は担当講師に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートを1回実施。 ▶ 直接講師へフィードバックするのではなく、要望を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは1回実施。講習に高い専門性を求める傾向が見受けられる
<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は<u>実施していない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習・講義後には<u>効果測定を行っている</u>。確認テストの位置づけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は<u>特に実施していない</u>。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 10

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者 F (神奈川)	事業者 G (沖縄)
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1回の講義・演習は10名程度。前半の3日間で主に講義を行い、後半の2日間で主に演習を実施。講義と演習を完全に日で区切って実施しているわけではない。 ▶ 授業態度に対する対応は講師に任せているため、講師によって受講生への対応は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会1回の定員は20名だが、実際の講義・演習は10名前後で実施。実施形態は土・日開催の6回コース。 ▶ 講義は介護技術の部分に重点を置き、その他演習に重点を置いている。演習の深さは利用する福祉用具の種類と利用度によって決まるとの認識。 ▶ 受講生には福祉従事者が多く、講義や演習で寝る人は見受けられない。
事業者(講習会)独自のテキスト、資料等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会主催オリジナルのテキストは作成していない。講習会前に講師に集まっていたいただき、実施内容等を講師間で検討し内容を決定。 ▶ 講師・主催者側が相互に講座のアイデアを出し、アイデアに基づいて講義内容が決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者独自のテキストは利用しておらず、振興会編集のテキストを利用している。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師が<u>独自に作成したレジュメを配布する</u>。 ▶ 講義の進め方は<u>基本的に講師に任せている</u>。講に関連する福祉用具のカタログ等もテキストとして使用するが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義や演習で利用するテキストや資料は講師が独自に作成するが多い。<u>講師が作成する資料に対しては信頼を置いている</u>。 ▶ 資料の内容は実際の講義や期待している講義内容と大幅には変わらない。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは1回実施。講師独自のアンケートは実施していない。書いたままの文面を講師に読んでもらい、参考としている。 ▶ アンケートは受講生の評価対象や評価軸が異なり、受講生の属性によって満足度が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは実施していない。アンケートの必要性が見えにくい。 ▶ 受講生への対応は先生方に任せているが、受講生からは講師のよし悪しへの反応がある。
テスト等の実施状況、実施の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は<u>特段実施していない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テストは<u>実施していない</u>。 ▶ ペーパーテストを実施するよりは実技(演習)を実施するほうがよい。

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会1回の定員は70名、実際は10名～20名程度で実施。 ▶ 講義は全体で行うが、受講者のレベルに合わせて内容を調整しながら進める。レベル分けは行っていない。 ▶ 要望や依頼があれば補助講師を依頼。 ▶ 演習では用意する福祉用具の全てを触れるように進めている。リフト等の大型福祉用具は利用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 50時間の指定講習会を実施。講義は100人未満、演習は50人未満で実施。 ▶ 指定講習会は1週間連続で開催。 ▶ 実習は、代表者が前に出て福祉用具を触る形式。1時間でも受講を逃した場合は次回の補講に回す。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす等の福祉用具は受講生がペアになって利用。リフト等の大型用具は2、3人が1グループになって使用。 ▶ 奈良の指定講習会は近鉄百貨店の文化教室の一環であり、通常の講習会とは客層が異なる。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者独自のテキストは作成していない。講師の講義ごとに独自に作成した資料を配布し、講義は適宜pptを利用して進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会用のテキストは特に用意していない。 ▶ 講師に対してはテキスト（マニュアル）を配布し、講義を進める上での参考にしてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自のテキストは作成していないが、当社で一部作成している資料あり。 ▶ 振興会編集のテキストを使用、講義はテキストとpptを交互に利用して進めている。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>受講生にレベルのばらつきがあるため、受講生の属性で講義内容や説明方法、説明内容等を分ける。</u> ▶ 指定講習会に関する打ちは合わせは、その他講習会の打ちは合わせを兼ねて平均して週1回程度は実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>開催前に事前打ち合わせを実施。</u>受講生の属性を講師に伝えうえで講師に教材作成を依頼。 ▶ 振興会編集のテキストを利用。他講師が用意したレジュメを配布するが<u>内容は講師に任せている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事前の打ち合わせは行う。受講生情報を提示し講師が講義内容を決める際の参考にする。内容に対して注文は出さない。 ▶ 受講生が受講できなかった講義の補講は無償で行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは実施している。講習会が終了後に1回実施し、講師が適宜内容を確認する。全体の傾向としては「満足」している受講生が多く、特定のクレームや批判は少ない。 ▶ 事務局の手持ち資料として活用し、次年度以降の講座開催の参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは実施していない。 ▶ 講義や演習には振興会担当が出席し、要望は受講生から直接確認する機会が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アンケートは実施している全体的な満足度は高い。 ▶ 講師からは受講生の反応や感想に対する問い合わせがあり、意向を把握したい様子。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ テストは実施していないが、<u>過去に受講生にテストを配布した講師もいた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>講師によっては実技の中で確認テストを実施している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は実施していない。時間が不足している。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 11

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定員は大阪で 50 名、京都で 60 名。大阪での講義は読売新聞社の会議室を安価で借りて実施し、演習でも新聞社の部屋を利用。講義は 50 名程度に対して 1 部屋で実施。 ▶ 講義では 50 名を 10 名程度ずつに分け、10 名に対して 1 名のボランティアをつけている。 ▶ 京都は自前の教室を使用して講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義は 1 部屋でまとめて実施。演習はグループを細分化して実施しているわけではない。 ▶ 福祉用具専門相談員の演習はどこに焦点を置くべきかが課題。 ▶ 資格が取得できなかった場合には次回の補講に回す。1 回の補講当たりで受講者には 500 円。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当社で作成しているテキストはなく、振興会編集のテキストを使用している。テキストに対する評判はかなり悪い。厚生労働省のカリキュラムとテキストの内容が対応されていないので使いにくい。 ▶ 講習会の講師が作成したレジュメや ppt を使用。レジュメや ppt は各科目で配布しテキストと併せて利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中央法規のテキストを利用。師が講義用に独自に資料・ppt を作成し、タイムリーな情報を反映。 ▶ 実際の講義で振興会編集のテキストを利用、テキストと講義用資料を併用。福祉用具のパンフレット等は利用していない。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義等の進め方は事前に講師と相談。講義マニュアルは作成。 ▶ 受講者の情報（属性等）も併せて事前に講師に連絡し、属性によって話し方や講義内容を微妙に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義や演習の全体指針は特に定めていない。 ▶ 受講生の属性によって実施内容や講義で使用する言葉等は多少変動。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生アンケートは実施していない。 ▶ 全体として講習会に対する反応はよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生アンケートは実施。アンケート結果を講師に見せるかどうかは結果・内容による。
テスト等の実施状況、実施の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去に〇×テストを実施する講師はいた。企業管理者からはテストで「資格のお墨付きを得たい」意向がある。

事業者M（秋田）	事業者M（秋田）	事業者O（岡山）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義・演習とも手持ちの福祉用具・会場を利用。 ▶ 演習内で触ることが出来ない福祉用具については休み時間や講習終了後別途時間を取り、講義の補足という形でのサポートを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義は1部屋にまとめて実施。 ▶ 演習は12、3名を2つのチームに分けて実施し、名簿順で分けている。 ▶ 大学の演習室を利用させてもらう場合もあり、各種福祉用具が取り揃えられている。 ▶ 受講生の人数が少ないため、受講生間で交流する機会が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会は土日開催（全6回）。 ▶ 講義はまとめて一室で実施しているが、演習は4つ程度のグループに分けて実施している。 ▶ 特に演習では基本的にレベル分けはしていないが、講師の要望によって有資格者で分ける場合もある。そのため、事前に講師からは受講生の属性についての質問がある。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自のテキストは作成しておらず振興会編集のテキストを利用。 ▶ テキストは使いにくいので本音では独自のテキストを作成したいが、指定講習会の届出の際に厚生労働省からテキストの内容に厳格なチェックがあったため作成は控えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独自のテキストは作成していない。 ▶ 講師にはテキストで講義担当に該当する部分を抜粋してコピーを配布。事前に受講生の名簿を渡すことで、講師は受講生のレベルを把握し講義の内容や話し方を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会独自のテキストは作成していない。講師が作成したpptは講義前に受け取り、他の講師にも送付している。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 振興会編集のテキストを利用。 ▶ 講義や演習の全体指針は講師に任せている部分が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 振興会編集のテキストを使用する。講習のレジュメやpptを活用して講義・演習を実施。 ▶ 講義や演習の全体指針は定めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義・演習では振興会編集のテキストを使用。講師によってはテキストに沿って講義を進める場合もあるが、参考書程度の位置づけで使用する場合もある。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目ごとに1枚程度のレポートの提出を求めている。 ▶ レポートは講師が内容を確認しコメントをつけて返却。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全体の講義終了後のアンケートを実施。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は実施していない。実施時間が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テスト等は実施していない。必要性があるかどうか疑問。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テストは実施していないが、受講生には講義の单元ごとにレポートを提出させている。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 12

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者P（香川）	事業者Q（熊本）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義はスクール形式で実施しており、演習はいくつかのグループに分けて（5名ずつで6グループ程度）実施。 ▶ 演習の際には、講師1名が2グループを担当して実施。名簿等から機械的に分けている。 ▶ 実施は土日開催。 ▶ 1，2回講義に参加できなかった受講生に対しては補講を実施しているが、次回の講義を補講として受けってもらう形を取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義はスクール形式で実施しており、演習はいくつかのグループに分けて（5名ずつで6グループ程度）実施。演習のグループ分けをする際には講師と相談して、受講生の属性を考慮する場合もある。 ▶ 講習は土日開催で実施。平成18年度第3回は土曜のみの開催で5週に渡って実施。土日開催だと期間は短くて済むが、一日の殆どを講習に費やしてしまうため受講生の負担が大きい。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	▶ 講習会独自のテキストは作成していない。	▶ 講習会独自のテキストは作成していない。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 振興会編集のテキストを使用。それ以外には保健福祉広報協会のテキストやその他ハンドブック、福祉用具パンフレット等を頻繁に利用。 ▶ 講師から提出された資料は事前に確認しているが、内容の詳細まで確認していない。 ▶ 講師間でのミーティング等は実施していないが、指定講習会ガイドラインのようなものは配布。実際の講義・演習の内容や進め方は講師に一任。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テキストは振興会編集のものを利用。テキストを利用してはいるが実際には講師が自ら作成した資料を基にテキストを参照する程度である。 ▶ 講義の中ではテキスト以外に講師が作成したpptを利用するが多い。 ▶ 講師が作成したpptは事前に内容の確認をすることもあるが、実際の講義の進め方等に対して特に指示を出すようなことはしていない。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	▶ 指定講習会に関するアンケートは以前実施していたが現在は行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受講生に対するアンケートは講習会全体を通して実施。 ▶ 結果は講師にフィードバック。
テスト等の実施状況、実施の必要性	▶ テスト等は実施しておらず、実際に実施するだけの時間がない。	▶ 単元ごとに小テストを実施している先生もいるが、講習会全体でのテストは実施していない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 13

2. 福祉用具専門相談員 指定講習会実施状況	事業者 A (東京)	事業者 B (愛知)
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保 する方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師へのコンタクトは<u>過去からの付き合いが多い</u>。 ▶ 今年度に新規にコンタクトを取った先生は1名。受講生からの希望を反映して採用した講師。 ▶ 人脈以外では、<u>専門家の協会に依頼</u>（介護分野で過去の付き合いがなかった）。講師の横のつながりによって講師を依頼する場合もある。 ▶ 講師確保に<u>人材バンクのようなもの</u>があってもいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の講師は福祉用具プラザの職員に依頼する場合もある。機器の専門分野は取引先の会社の人に用具、使用方法のビデオ等を用意してもらう。 ▶ <u>講師は学園とのつながりがある人に対して依頼する</u>。 ▶ <u>各専門家の協会に講師依頼をすることはない</u>。講師は主に「実績」「意向」「スケジュール」の3点を勘案して決定。 ▶ 講師間の極端なレベル差はなく、特に講師確保の問題点は生じていない。<u>現在までの人的つながりが大きな役割を占める</u>。
講師を決定する上でのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師はアドバイザーの判断を仰ぎ、その後正式に依頼する。 ▶ 日程調整が必要な場合も多いが、基本的に講師依頼は受けていただける場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の多くは別講習で付き合いがあるため、講師を決定するプロセスは特段受けていないが、学園内で講師について話し合うことはある。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請時に記載した講師には、基本的には<u>全員に参加していただいている</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実際の講義を担当する講師の数は、<u>県に指定申請を出した際のリスト上の数よりは少ない</u>。 ▶ 指定申請上では登録されているものの実際の講習会に殆ど関与していない先生はいるが、最終的な担保としての位置づけ。
講師の科目間専任・兼任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目間兼任の講師は少なく、<u>科目専任の講師が多い</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特に制度面の講義では<u>科目間兼任が多く</u>、科目専任の講師は殆どいない。

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の講師はここ数年同じ方に講師を依頼している。講師は人づてに紹介してもらう場合が多く、手当たりしだいに探すわけではない。 ▶ 理学療法士会等の県単位での専門家集団へ講師の紹介を依頼することもある。 ▶ 既存の講師陣に依頼したほうが、講義の進め方等が分かっているメリットはあるが、少しずつ人材の開拓をしている段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラザ内部の講師は各科目に秀でている方に依頼。外部講師の多くは以前の付き合いや、講師の人脈等によって確保。 ▶ 講師を集める上での苦労はない。社会福祉協議会のネットワークがあることによって講師依頼しやすい。 ▶ プラザの職員では担当できない講義の講師を市の福祉サービス公社依頼することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師は主に当社のスタッフと社外の専門家に依頼。スタッフと社外専門家で比率は1対4程度。原則的には神奈川県指定要綱に従った講師を選出。 ▶ 外部の講師は、過去の別講義で講師を依頼した講師再度お願いする機会が多い。新規の講師（専門家）は現状では見つけにくい。福祉用具展示場（かながわともしびセンター）で講師の派遣を実施しているらしいが、詳細の情報は不明であり利用したことはない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外部からの講師に対する採点や評価は特に行っておらず、講義内容や質には前面的な信頼を置いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の決め方は特にプロセス化されておらず、講師の良し悪しを判断する明確な基準はない。 ▶ 今後県外で実施するのであれば講師選びが難しくなることも予想されるために講師バンクのようなものがあってもいい。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の数や顔ぶれは、<u>指定申請時と実際の講座で殆ど変わらない。</u>講師を指定申請のぎりぎりまで調整するため、調整には時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請時に記載した講師には、<u>基本的には全員に参加している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 神奈川県への申請は10名程度であり、<u>うち8名程度が毎回の講習会に講師として参加。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目の専任を基本としており、兼任は殆どいない。兼任をした場合、講師によっては担当科目に詳しくない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則的に科目間の兼任はしていない。一部、科目（テーマ）に関して秀でている場合は重複して担当を依頼する場合がある。 ▶ 他機関では重複して講師を依頼する機会が多いとは耳にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目間兼任の講師はいる。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 14

2. 福祉用具専門相談員 指定講習会実施状況	事業者 F（神奈川）	事業者 G（沖縄）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保 する方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の講師は5名、うち3名は介護教員講習会を受講済み（そのうち1名は訪問看護の現場で働いている看護師）。 ▶ <u>講師のネットワークを通じて確保する機会が多く、現時点では講師を確保する上での苦労はない。</u> ▶ 指定講習会の講師は「介護教員講習会」を受けた方に依頼するようにしている。 ▶ 指定講習会の実習を行うインターの職員に実習の講師を依頼できる場合があり、2時間程度講師を依頼する機会がある 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会を担当する講師は主として6名、うちリハビリテーション関連の講師業を営んでいる講師が2名、現場従事者の講師が4名で沖縄在住。経費面から、本土から講師を依頼することはない。石垣や宮古の離島でも講師を確保する準備あり。 ▶ 沖縄リハビリテーション福祉学院の講師にも非常勤講師を依頼。 ▶ <u>〇〇士協会等の専門家集団に依頼することではなく、社会福祉協議会等に講師を依頼する機会が多い。</u>講師の評判はすぐに広がり口コミが一番影響力のあるツール。 ▶ 講師の多くは他講座との兼任なので、指定講習会の講師のみの変更はしにくい。
講師を決定する上でのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の決め方は特段プロセス化されておらず、講師の良し悪しを判断する明確な基準はない。 ▶ 指定講習会の講師は県内に限定せずに全国的に集めている。ただし、講師料の中に交通費が含まれていることをあらかじめ説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師は当学院内で絞りこむプロセスがある。講師に対して評価点をつけて、その評価に基づいて個別にお願いする形式。 ▶ 講師を確保には困っていないので、講師データベースのようなものに特段必要性を感じないが、あっても差し支えない。 ▶ 講師対象の講義や研修を実施したいが費用を取るには事業性に乏しく実現は難しい。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県へ書類申請した講師は5名であり、うち科目を兼任している講師を含む。<u>講習会では全ての講師が講座を担当し登録のみの講師はいない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会を担当する講師は<u>6名おり、予備の講師を7、8名確保。</u> ▶ 講習会を担当するのは6名の講師であり、従来から実施していたヘルパー講座の講師から抜粋した講師。残りの7、8名もヘルパー等の講習を担当している講師。
講師の科目間専任・兼任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目間兼任の講師はいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の科目間兼任は<u>ある。</u>

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>講師のつながりによって確保しており、20名ほどの講師プールがある。講師の多くは資格を持って現業で働いているが、<u>関連機関や現業の退職者に講師を依頼する場合もある。</u></u> ▶ 道内や市内からは依頼していない。 ▶ ヘルパー等の講座を担当している講師と共通の講師が多く現時点では講師の確保に苦労していない。帯広周囲では指定講習会の講師に足る有資格者が見つけにくいのが現状。 ▶ 従来担当だった講師が変更の際は知り合いの講師を紹介してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1回の講義・演習で15名～18名程度の講師に講義を依頼。講師は全て現業で働いている専門職。 ▶ <u>講師の紹介で別の講師を確保する場合が多い。</u> ▶ 現業の方が多いためスケジュール調整が難しく、<u>一部現業かつ大学等で教鞭を取っている方にも講師を依頼。</u> ▶ 指定講習会を開始してから主だった講師の変更はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義のうち、介護関連の講座（介護に関する基礎知識、介護場面における福祉用具の活用等）はヘルパー2級養成講座の講師に依頼。専門的な講座については外部講師を依頼し、福祉用具に関する講義は近鉄ケアサプライの社員に講師を依頼。 ▶ 人づてで依頼する場合が多い。都道府県や市町村の専門家協会へ講師依頼は行っていない。 ▶ 医学の基礎知識等では講師の確保が難しい。人材バンクのようなものがあれば活用してみたい。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の講師には20名程度を登録しているが、講師には多少の優劣があるため、講師を依頼する方の優先順位をつけている。 ▶ 結果的に講師がある程度固定化することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の紹介で別の講師を確保する場合が多く、講師が所属している協会や団体内で講師を探してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請の際に登録した講師数は20名程度、<u>実際の講習会で稼動している講師はうち5、6名程度である。</u>20名の講師にはある程度の優劣がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請時には予備の講師も併せて申請しているが、<u>実際に講義・演習を持つ先生と殆ど変わらない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の講師は14名。これらは申請時リストに掲載された人数で、実際の講義は1科目1名に講師人数を絞り込む。 ▶ 講義の講師依頼は14名の講師のローテーションで依頼。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>講師の科目間兼任はある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>科目間兼任を依頼する場合もあるが、兼任は殆ど見られない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目間の兼任は一部ある。講師は14名のリストの中で講習会ごとにローテーション。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 15

2. 福祉用具専門相談員 指定講習会実施状況	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保 する方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の講師は講師からの紹介が多い。別講座の先生や会社で付き合いがある先生等の人脈による。現在は講師数が多くなったので事業者には選択権があるため、講師謝金も当社が決定。 ▶ 講師は現職で働いている方に依頼。 ▶ 大阪・京都近郊に住んでいる方に依頼するが多い。 ▶ 講師の入替えはある。評判が悪い講師や講義内容に不満が出るような講師は辞めてもらう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ヘルパー2級養成講座の講師との付き合いがあったため活用して依頼する機会が多い。 ▶ 当社が明るくない分野は講師を別途選んでもらっている。民間企業からも選んでいる。 ▶ 講師の人脈がある地域と人脈がない地域があり、人脈の有無は指定講習会を実施できるかどうかに影響。
講師を決定する上でのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師決定のプロセスは設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の都合で開催できないことを考慮し、予備の講師は申請時に登録。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請時の書類に記載されている講師とほぼ同じである。登録講師が講習期間中に、代役として別講義を受け持つ場合がある。
講師の科目間専任・兼任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目の兼任は一部おり、兼任の講師は関連科目を教えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目で固定しており兼任は殆どない。都合がつかない場合は講義の時間帯を入れ替えることで対応。 ▶ 講師に対しては科目兼任のハードルを設けるなど講師の歯止めがいないのではなか。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会の講師は秋田県内で確保。指定講習会の開催以前からヘルパー2級養成講座を開催していたため、指定講習会の講師はほとんどヘルパー2級講座の講師に依頼している。 ▶ 現業で働いているかたが殆どである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 以前から実施していたヘルパー講習の講師に依頼するが多い。紹介があった方を一度まとめてくれる方がおり、講師の質の担保となっている。講師を確保する苦労は殆どない。 ▶ 講師業を現業としている方の該当はない。殆どは秋田県在住の講師。 ▶ ヘルパー講習と専門相談員指定講習会を兼務して教える講師は5名程度。相談員指定講習会のみを担当する講師は4名程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元々ヘルパー講座を担当していた講師を引っ張ってきている。講師の確保は講師から講師のつながりや紹介が殆ど。 ▶ 講師のうち、ヘルパー講習と兼務している講師は8割程度。講師のレベルについて特に差があるわけではない。 ▶ 県内の講師に頼っているのが現状なので、講師の枠がある程度限られてきている。
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない。最終的には信頼している講師が残っている。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請時に書類記載がある講師と実際の講義の講師はほぼ同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請時の講師と実際に講義を依頼する講師は殆ど同じ。申請していた講師の都合がつかなくなった場合に代理講師を依頼する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請時の講師は各科目で3名のストックを持つ。 ▶ 講師の資格要件は、講師要件表において一番上に該当する方に依頼するようにしている。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師が兼務して講義を出来るような体制をひいてはいるが、実際に兼務して活動している講師は殆どいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目間の兼任をしている講師は殆どいないが、一部の科目については専門に近い講師が講義を担当できるような体制を備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師は1科目1名が基本であるが、1、2名はカリキュラムや都合上で他の講義と兼務している。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 16

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者P（香川）	事業者Q（熊本）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保する方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の講師は人づてで依頼することが殆どである。 ▶ 講師から紹介された方でも一度面接を行った上で模擬授業を行い、講師を依頼するかどうかを決定。 ▶ 学校内で講義可能な人材がいる。内部講師に依頼することも多く、外部講師と内部講師との比率は半々である。 ▶ 講師は県内の先生のみ。県外から講師を依頼することは殆どない。 ▶ 講師への謝金は当校の基準。科目や時間ごとに単価が決まっているのではなく、講師ごとに大体の単価が決まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の確保には、現在依頼している講師の人脈（外部人脈）を利用する機会が多い。講師から別の講師を推薦してもらった上で、紹介による確保が殆ど。 ▶ 講師の殆どはヘルパー講習の講師と兼任である。講師は熊本県内の現業で働いている方が多い。 ▶ 県内では社会福祉士や医師等の有資格者が少ないのが現状。特に専門性を問われる資格者の確保は難しいため、今後は協会等への問い合わせも検討。
講師を決定する上でのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロセスは特段設けていないが、紹介してもらった講師には履歴書を提出してもらい依頼するかどうかを決定。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定申請上（書類上）の講師は多いが、実際に講習会の講師として依頼しているのはうち一部の講師。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 登録している講師数は12名である。うち、実際の講義を行うのは4名程度。
講師の科目間専任・兼任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科目で兼務の方もいるが、専任の方もいる（医師）。 ▶ 依頼している講師の人数は7名だが、講師の都合がつかなかった場合に他の講義を持ってもらうことを想定して講師を登録している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講師の中には一部専任もいるが、殆どは科目間兼任の講師。 ▶ 講師の中にはヘルパー講習を並行して受け持っている講師も多い。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 17

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者 A (東京)	事業者 B (愛知)
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 常設している福祉用具は、<u>福祉用具メーカーとの半年ごとの自動更新契約</u>。講習等に<u>必要な機器は、適宜レンタルする</u>。 ▶ 講習を実施する上では汎用性がある用具を利用したいが、メーカーからは「新しい用具を使って欲しい」要望がある。 ▶ 用具メーカー等を通じて、別途福祉用具レンタル業者を紹介してもらう場合もある。 ▶ <u>会場は財団が入っているビル内に研修室があるのでそれを格安で借りている</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学園が保有している福祉用具は別講座とも共用。 ▶ <u>特殊な福祉用具は業者からレンタルする場合が多い</u>。取引をしている業者は5、6社であり、うちレンタル業者は1社。 ▶ 実習は福祉用具プラザで実施。利用可能日は抽選で決まる。年間3回までしか利用できないが、講座開講予定日に会場を確保できなかった場合は、取引があるメーカーに依頼して福祉用具を用意してもらう場合もある。 ▶ <u>福祉用具プラザの用具や機器は、1日単位で借りる形式</u>。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 用具の買い替えは、講習の講師からの希望があったものを中心として買い換えている。メーカー等から借りているものは返却。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主に学生や講師からの要望によって買い換える。別講座とも共用して利用する福祉用具は適宜傷んだら交換する。 ▶ 講習のみで使用する福祉用具の場合は購入せず、福祉用具プラザを活用。

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義の多くは振興会が入っているビルの会議室を利用するが、<u>演習に関連した講義や演習は福祉用具プラザを利用。</u> ▶ <u>手持ちの福祉用具はない。講義・演習で使用する福祉用具はプラザを通じて手配することが多い。</u> 付き合いがある3社程度のメーカーから借りる場合もある。メーカーからの厚意による場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>福祉用具は手持ちで約1,200程度</u>（平成14年度；874点、平成15年度；1,049点、平成16年度；1,046点、平成17年；1,145点）。県内で福祉用具がこれだけ揃っているのは福祉用具情報プラザのみ。 ▶ 福祉用具メーカーとのやり取りは年1回以上実施しており、用具や機器のメンテナンス等は定期的に実施。 ▶ 特例的に、福祉用具の無償貸借先の事業者が社内研修等で使用を希望する場合には会場の利用を許可。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の会場は、講義・演習ともに当社が入っているビル内で実施。講義は会場費用がかからないが、 ▶ 実技はビル内の横浜市所有の実技研修室を利用し、会場レンタル費用（1日5万円）が別途必要。実技研修室は横浜市所有であり、利用は先着予約制。非常に人気が高く、多くの講習事業者の利用予約が集中する。 ▶ 福祉用具は当社の持ち物を利用。リフト等も備えたいが、コミュニケーション用具も不足しているのが現状。オムツ等は業者からのサンプルを利用。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具を保有していないので、福祉用具・機器の買い替えは行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一部を除き殆どの用具が揃っている。福購入はほとんどしないようにしており、使用する福祉用具は多くがメーカーからの無償貸与。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 他の講習会等で使用する用具を中心的に購入する場合が多い。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 18

2. 福祉用具専門相談員 指定講習会実施状況	事業者 F（神奈川県）	事業者 G（沖縄）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習の一部は事務所ビルの会議室で行うが、演習等は県民センター内のかながわともしびセンターで実施。 ▶ 事務所ビルにはある程度の福祉用具とベッドが備えられており、自前で購入。主な福祉用具はベッドや車いす、杖、スライディングボード、食事全般に使用する用具、オムツ等。バス用品やその他設備の大きいものはかながわともしびセンターに備えられている。 ▶ かながわともしびセンターで福祉用具の無料貸し出し等を実施。比較的空いているため使いやすく、突然往訪しても福祉用具を触ることは可能。センター内には自助具の工房が備えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学院手持ちの福祉用具は車いすや自助具が主。その他、ポータブルトイレ等も所有。出来るだけ他の講座と併せてレンタルするように心がけている。 ▶ 指定講習会の講義および演習の会場は沖縄リハビリテーションセンターや首里にある県の総合福祉センターを利用。利用料金は9時から17時で1万円。 ▶ リフト等の福祉用具も沖縄リハビリテーション福祉学院と県の介護実習・普及センターを併用。 ▶ 県の総合福祉センターを利用する場合、介護実習・普及センターで福祉用具をレンタルして持ち込むが、用具1台あたりにレンタルの単価が決まっており受講生が増えることによる負担が生まれる場合がある。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要なものは定期的買い替えるが、多くは指定講習会以外の講座でも使用する福祉用具。特殊な福祉用具は備えているところで使用すればいい。購入は費用の関係上難しい。 ▶ ともしびセンターの福祉用具は自費購入ではなく事業者からの無償貸与や寄付が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会で実施する福祉用具は殆どが貸与・レンタルのため、福祉用具を購入する機会は殆どない。購入する場合は、他の講習会や講義、研修で利活用する福祉用具。

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習で使用する福祉用具は全て手持ち。リフト等の大掛かりな用具はないが、最低限の福祉用具は揃っている。 ▶ 会場は当社が入っているビル内の研修室、研修では人数によって会場を使い分け、演習は演習用の部屋を1部屋確保。福祉用具は演習室に常備。 ▶ 手持ちがない福祉用具や講義で必要との指示を（講師から）もらったものは適宜レンタルや購入で対応。福祉用具のレンタルは一定期間用具を借りる形式を取り、1日で1万円程度。 ▶ 一部の福祉用具は事業者が無償で貸与してくれる場合もあり、付き合いがある福祉用具業者は3社程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1週間連続で実施するため、日程の目処がいたら会場の空き状況を確認し低価格等方針に合った会場を確保。 ▶ その他会場は札幌駅周辺の文教施設や大学の研究棟を利用。 ▶ 福祉用具は手持ちでは持っていない。会員に福祉用具貸与を行っている事業者がいるため、平成13年以降は毎年用具をレンタル。 ▶ 福祉用具は搬入・搬出を含めて有料だが、40種類弱の福祉用具を借りることが可。リフト等の大型福祉用具は用意していない。 ▶ レンタル額は1週間で4万円程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 奈良県で実施する際には会場が確保されているが、大阪で実施する場合には鉄道ビルの会場を利用。 ▶ 大阪の会場は演習室と講義室に分かれており、使用料はほとんどかからない。福祉用具は1ヶ月単位で業者から有料で借り、用意する福祉用具は30品目程度。 ▶ 福祉用具は系列の貸与事業者からレンタル。事業開始当初はレンタル料を安くしてもらっていたが、現在はしていない。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 買い替えは状況による。他の講習や講師から購入の指示があったものを中心にして対応する。 ▶ 買い替えの頻度はそれほど高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具を保有していないので、福祉用具・機器の買い替えは行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会のためだけに購入する福祉用具はない。殆どの場合はヘルパー講座と共用できる福祉用具を購入・買い替え。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 19

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪の講義は読売新聞社の講義室を比較的安価で借りて実施。 ▶ 演習（最終日）は ATC: Asia and Pacific Trade Center の 11 階にある「エイジレスセンター」で実施。エイジレスセンターの福祉用具は市の持ち物であり無料で使用が可能。講義室もあり使用可能。 ▶ エイジレスセンターの利用で時間予約は行うが、会場が空いていれば使うことができるので、予約等は必要ない。年間の使用回数等は決められていない。 ▶ 京都の講義は自前の会場を利用しており、演習会場は市内の洛西ふれあいの里保養研修センターを利用。市が運営している研修センターなので実費がかかる程度。 ▶ 研修センター内には福祉用具が多く揃えられており、外部からレンタルする福祉用具は車いす程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習・講義ともに福島区にあるコミュニティセンターを利用 ▶ キャパシティは 100 名程度であり利用回数の制限はない。1 回（1 講習会）あたりの利用料金は 30 万円程度。演習も同室で実施し、座学終了後に福祉用具を使えるスペースを作る。 ▶ 主な福祉用具はベッドや車いす、スライドボードやポータブルトイレ等、手持ちの福祉用具を講習会があるたびに会場まで運んでいる。一部講習会で必要な福祉用具や講師から依頼された福祉用具はその他、講師が業者に依頼して福祉用具を手配する場合もある。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手持ちの福祉用具がないため、福祉用具の購入は殆ど行っていない。福祉用具の販売や貸与業者との付き合いも殆どないのが現状。 ▶ 指定講習会の講師から依頼があった際に福祉用具をレンタルする場合があります、業者に依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 購入の頻度は高くはない。ヘルパー 2 級の講座と共用して利用することができるものの購入が多い。 ▶ 講習会のみで使用する福祉用具を買う機会は少ないが、制度の変更によって介護保険の対象となったもの等は購入。 ▶ 講習会には実際に使用されている（市販されている）福祉用具を使用するほうが望ましい。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用する福祉用具や会場は自前で用意。主要な福祉用具は殆ど整備しているため、公的機関や外部機関を特段利用することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習・講義ともに市民センター（大仙市協和市民センター）を利用。研修室は1時間300円～1,000円で1時間単位での利用が可能。 ▶ 市民センターで演習を行う場合、福祉用具貸与事業所から用具を借りて演習を実施。用具のレンタル費用は5万円程度かかるが、殆ど全ての福祉用具が用意される。講習会講師のついでで福祉用具を借りる場合もある。 ▶ 秋田大学医学部の演習室を利用して演習を実施する場合もある。同演習室には殆ど全ての福祉用具がとり揃えられている。 ▶ 秋田県長寿社会振興財団(LL財団)等の施設では福祉用具の展示を行っており、展示品の説明を受けることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講義・演習とも指定講習会を実施する各センターの会議室で実施。 ▶ 福祉用具はNPO法人安心ネットに依頼し、無償でレンタル。リフト等の大型の福祉用具は持ち合わせていない。実技で使用している福祉用具はベッド一式、車いすからポータブルトイレ、歩行器、ストレッチマット等（約13種類）。 ▶ 各センターにリフトが備え付けられているため、演習の際には備え付けのリフトを利用する場合もある。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会の福祉用具はヘルパー講習で使用する福祉用具と併せて購入するケースが多い。単独で購入することは少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手持ちの福祉用具は少ない。 ▶ ポータブルトイレやいす、基本看護の際に利用する用具であり、ヘルパー講習の際にも利用する。 ▶ 用具を買い換える場合には指定講習会以外でも利用可能な福祉用具になる場合が多く、入替え・買い替えの金は殆どかかっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 手持ちの福祉用具は平成5年にふれあいセンターを開場した時点で揃えたが、頻繁に購入等を行っていない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 20

2. 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者P（香川）	事業者Q（熊本）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門学校全体で一通りの福祉用具は揃っている。介護関連から入浴関連までのラインナップがあり、リフトも保有。 ▶ 必要な用具については講習会担当に対してではなく学校自体の窓口に寄せられている。 ▶ 取引先のメーカーに用具の無償貸与を依頼することもある。 ▶ 会場は当校の講義室と介護実習室を使用するため、特に外部で借りているわけではない。 ▶ 県内では社会福祉総合センターに福祉用具の展示スペースが設けられているが、演習の際に利用したことはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習会（講義・演習）を開催する場所は八代市の公共施設。公共施設の会議室は1時間で300円程度。 ▶ 住宅展示場や新八代駅で実習をしたこともあった。 ▶ 講習で使用する福祉用具は、手持ちの用具（型遅れ）を使用している。手持ちの用具以外では当社グループ会社の貸与事業所から借りることもある。 ▶ 実際に使用する福祉用具はベッド、風呂、車いす、ポータブルトイレ、食器等であり、ヘルパー講座で使用する用具に合わせている。リフトは使用していない。 ▶ 八代市内で福祉用具が揃っている場所は特になく、そのような施設を講習会で利用したことはない。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具専門相談員の講習に対してのみの福祉用具を購入することではなく、他の講義と勘案して購入を決めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具の入替えや買い替えは殆ど実施していないが以前は行っていた。福祉世具は普段は倉庫にしまっており、講習会のたびに現地（市の公共施設）に運んで使用している。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 21

3. その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者A（東京）	事業者B（愛知）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会はあくまでスタート地点。その後<u>にどのようにして継続して知識を持たせていくかが鍵。</u> ▶ 福祉用具メーカーやケアマネージャーにとっての最終的な相談先は福祉用具専門相談員である。専門相談員の資質向上の意義は大きい。 ▶ 個々の専門相談員の資質向上が出来ることが望ましい。業者（メーカー）間の協力や市町村間での協力が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『福祉用具専門相談員』なのに8時間しか福祉用具（演習）を扱わないのは不自然。<u>福祉用具に焦点を置いてもいいのではないか。</u> ▶ 福祉用具専門相談員の資格を取得した次が見えない。どのように活かしていけばうまく知識を活用できるのかの方向性が分かりにくく、資格としてアピールしづらいのが現実。「福祉用具専門相談員」の資格は資格として中途半端である。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>確認テスト等は積極的に取り入れたほうがいい。均質性の確保のためには分かりやすいハードルが必要。</u> ▶ <u>資格の更新性は現時点で更新性に移行するには不十分。個々の人に対して「資格」としての意識を持ってもらうことが大切。</u> ▶ <u>ステップアップ研修等は十分な対応は出来ていない。ステップアップを体系的に実施するための仕組みづくりが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>均一性を求めるのであればテストは必要であるが、その際には40時間で何を教えればいいのか疑問。</u> ▶ テストを実施する（テストに受かることを目標とする）よりも、「福祉用具」に対して色々な知識を身につけて欲しい。浅く広い知識ではなく、深い知識が必要。 ▶ <u>受講者のスタート地点がさまざまである。資格取得後も受講生がより一層知識を深めるということがない。</u>

事業者C（愛知）	事業者D（金沢）	事業者E（神奈川）
<p>➤ 福祉用具専門相談員の位置づけが不明。<u>具体的に何をやる資格なのか、なぜ資格が必要なのか</u>が十分に理解されていないのではな</p> <p>い。</p>	<p>➤ <u>講習を経て資格を持っていること</u>で出来る仕事がないと意味がない。福祉用具専門相談員の資格だけでは絶対的に不十分。</p> <p>➤ 「この資格がないと出来ない」といったことがなければ資格としての必要性を見出すことが出来ない。<u>福祉用具を扱う資格として特化した内容を持つべき。</u></p>	<p>➤ 資格自体にみなし認定があるのが問題。専門相談員としての業務を明確に示すことができなくなるためみなし認定は認めない方がいいのではない</p> <p>か。</p> <p>➤ 福祉用具専門相談員の受講生が減っている現状では、質の向上も必要だがまずは需要の掘り起こしが必要。</p>
<p>➤ 一定の資質や均質性を維持するのであれば、<u>法律（制度）面から対処してもらう必要がある。</u>法（制度）改正により仕事をするには「指定講習会を受けざるを得ない」「現行の資格制度を変えざるを得ない」状況を作り出す必要。</p> <p>➤ 広報を積極的に実施することで、<u>講習会に関心を持つ資格者を集めるための工夫が必要。</u></p>	<p>➤ <u>更新性を導入することでスキルアップ講習の実施が可能。</u></p> <p>➤ <u>効果測定としてテストの導入</u>が検討されるが、均質性は得られるかもしれないが各研修機関で試験問題を作成するのは<u>質の良し悪しが測りにくい。</u></p> <p>➤ <u>スキルアップ講習の実施を義務付ける場合、科目やテーマで受講生を区別する必要がある。</u></p> <p>➤ <u>科目の時間割り振りや40時間の制限等</u>は見直す必要がある。テキストの分量と講習会の時間割（時間数）が一致しておらず、テキストで重点が置かれている科目に講義で重点が置かれていない。</p> <p>➤ eラーニングは、現時点でシステムを導入しているわけではないため不明。</p>	<p>➤ 指定講習会の時間は40時間程度が適当。演習の時間的割り振りは再検討する余地がある。最低限扱うべき福祉用具を定めたほうがよいのではない</p> <p>か。</p> <p>➤ 「相談員」という名称ながら相談業務の講習がないのが疑問。</p> <p>➤ <u>専門相談員のフォローアップ研修も必要。</u>また、<u>確認テストも必要になる。</u></p> <p>➤ 福祉用具専門相談員の資格のみで仕事をしている人には必要かもしれないが、専門相談員の資格をスキルアップとして位置づけている人（ホームヘルパーやケアマネージャー等）にとって<u>更新性は必要ないのではない</u>か。</p>

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 22

3. その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者 F（神奈川）	事業者 G（沖縄）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>専門相談員しかできないことを押し出す必要がある。</u>福祉用具専門相談員は介護されている人の立場を理解するように努めることが望ましい。 ▶ 「相談業務」に焦点を当ててもいいのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>専門相談員は専従の資格として運営しにくい。</u>福祉用具専門相談員の受講生が集まらないことがネックであるが、教育訓練給付金の対象として指定講習会が位置づけられないか。受講生が増えれば用具の購入や講習会のサポートに割く範囲が増える。 ▶ 資格として“見なし資格”を多く設けているが、見なしでは相談業務等専門相談員としての活動が難しい。位置づけは改めて考慮すべき。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 追加講習は、受講生のニーズがあれば実施してもいい。福祉用具に関する知識を持っている有資格者は限定される。 ▶ 講習会全体の時間は決して短くはないが、福祉用具の演習は明らかに不足している。<u>40時間の配分を再検討する必要があるのではないかな。</u> ▶ <u>指定講習会を実施する上での科目の立て方も再考の余地がある。</u> ▶ 本来、「講師が受講生全員に体験させ」「実際に利用させて勉強させる」プロセスがなくては福祉用具を活用するまでには至らない。 ▶ 便利な福祉用具にも使用上のリスクがあることも認識して欲しい。福祉用具ばかりに頼らないようにすることも、専門相談員の役割。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 演習に費やす時間数が足りない。あと少なくとも2時間くらいは多くしたい。一方、福祉用具専門相談員の専門知識として「医学の基礎知識」の講義時間数は現在の半分にして、福祉用具に特化した講習会を実施することが望まれる。 ▶ <u>指定講習会全体の時間より、各科目間の時間配分は改めて考えるべき。</u>

事業者H（北海道）	事業者I（北海道）	事業者J（大阪）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定業務が都道府県に下りたが、現時点でやり取りに特段の不便は感じていない。指定業務が変更になった以降道庁とは頻繁に連絡を取っているので、<u>業務が移管されたことによる質の低下は現時点で考えにくい。</u> ➤ <u>質や均質性の問題もあるが、集客面での課題も大きい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>福祉用具専門相談員は既存の資格からステップアップするための資格としての位置づけが強いのではないかと。</u> ➤ <u>見なし認定を認めている理由が不明である。</u>現在、ヘルパー資格取得からケアマネジャーの資格取得が1つの流れになっているが、用具関連の資格取得からケアマネジャーの資格取得も同様に重宝されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定講習会はあくまでも介護等の基礎知識としての位置づけ。受講生の間口は広く構えて『介護関連の入り口』として位置づけられる。 ➤ 受講した指定講習会事業者が実施する補講しか受講を認められていないが、受講生にとって時間がかかり事業者にとっても面倒な部分であるため、他の講習会受講による認定も認めてほしい。 ➤ 講習会はみなし認定があることによって実施が難しくなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門相談員のレベルを上げるのであれば試験導入の可能性はあるが、現状でそこまで出来るかが不明である。<u>今の内容で40時間の講習自体は妥当である。</u> ➤ 実習については、テキストを見てある程度カバーできる部分ではある。ただ、<u>実習内容をより細かくすることは出来る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ レベルアップのための講習会を開くとしても、数時間で終了するものではなく<u>一泊二日で開催するような規模での実習が必要である。</u>また、将来的には<u>テストの実施も可能であろう。</u> ➤ 今後は<u>更新性の方針を検討する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資質を向上させるのであればステップアップが必須。演習は福祉用具に特化してもいいのではないかと。 ➤ 専門相談員を「基礎の基礎」として位置づけるのであれば資格試験は必要ないが、資格を取ったことですぐに現場に出るのは難しいため、「上級レベルの資格保有」が技量の証となる制度があったほうがよい。「技量の証」がサービスの差別化につながる。 ➤ 現状の受講生が少ない状況で資格制度の更新性を導入する意味はない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 23

3. その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者K（大阪）	事業者L（大阪）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門相談員の資格がヘルパー2級の見なし資格となっていることによる影響力が大きいのではないか。福祉用具専門相談員の位置づけを改めて検討すべき。資格の方向性が見えない状況では講習会を開催しにくく、特に資格取得後の方向性が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資格内容が揺らいでいる印象がある。資格に対して何を求めているかを改めて整理する必要がある。介護保険制度の貸与・販売のためだけに資格が使用されている。 ▶ 受講者は入門レベルから経験者、上級者等のレベルの差がある。初級コース・中級コース・上級コースといったコース分けが必要なのではないかと。 ▶ 福祉用具専門相談員が最終的に何を指しているのかが不明。資格自体が国家資格になることは考えにくいので、資格を下地にしてステップアップできるものが出来ればいいのではないかと。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定講習会は40時間では短い。50、60時間は必要ではないかと。 ▶ 厚生労働省が開始した資格の指定業務が都道府県に落ちてきているが、専門相談員以外の資格では資格要件等に都道府県間ですれがある。福祉用具専門相談員は他の資格と比較して内容のブレが少ないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現状福祉用具専門相談員が用具の選定をしているわけではない。現時点の専門相談員は専門職としての能力が欠けている。専門家として活動するために必要な知識や能力が必要である。 ▶ 用具を使用する人に合わせた選定や提供につなげるためには40時間程度の時間配分では不十分。使う人に合った用具の選定等を実施できる能力の確保が必要。 ▶ 都道府県に指定業務が落ちたことによって、講師の判断基準等に差がつく可能性がある。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（熊本）
<p>➤ 専門職としての立ち位置が不明。福祉用具専門相談員と福祉用具プランナーとの違いが不明確。専門相談員とプランナーは殆ど資格内容が変わらないにも関わらず、同じような資格で資格のランク付けがある理由が不明。</p>	<p>➤ 多くの資格が福祉用具専門相談員の見なし資格として認められているが、特にヘルパー2級が見なし資格として扱われている現状に課題。</p> <p>➤ 介護場面において専門相談員とヘルパーが担当する役割は異なり、福祉用具専門相談員には用具の点検から組み立て方までの専門的な知識を活用した役割が求められている。指定講習会では専門的な知識を身につけるべき。</p>	<p>➤ 指定講習会開催当初に比べると、福祉用具専門相談員の認知度はだいぶ上がったのではないかと。受講生は、福祉用具の販売やレンタル事業を行うために取りに来る場合も多いが、他業種で受講しに来る場合も増えている。</p>
<p>➤ 40時間のうち理論に割く時間が多い。実際の活動では理論を活用する機会より実際に福祉用具に触れて活用する機会のほうが多いため、40時間の割り振りは再検討してもいいのではないかと。</p> <p>➤ 講習を効率的に実施するために1日8時間×5日間のカリキュラムで実施しているが、5日間連続で8時間もの間拘束されるのは非現実的。事業者や受講生の希望によって1日で講習に割り振る時間は組み替えができていいのではないかと。</p>	<p>➤ 専門相談員の質を向上させるためには「用具の利用」に関する知識だけではなく「用具の点検から組み立てまでの理解」が必要。指定講習会の受講者の中には福祉に関する知識を持っている方といない方がいるため、講義・演習内容のレベルバランスが取れば望ましい。</p> <p>➤ （特に講義は）経験者にとって「新しい知識を身につける」よりは「一度勉強したことがある分野を改めて確認する」機会のほうが多いため、いかにして知識をつける機会を設けるかが課題。</p>	<p>➤ 特になし</p>

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 24

3. その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者P（香川）	事業者Q（熊本）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資格としてのスタンスは現状のまま変わらないが、ヘルパー2級の資格者が専門相談員として認められるのは問題があるのではないか。 ▶ 「資格」として位置づけるよりもスキルアップの手段として講習会の受講を押し出したほうがいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資格としての方向性が不明で、結局は福祉用具貸与事業所の社員が営業するために保有する資格になっているのではないか。 ▶ 有資格者に対して求めているものも不明である。事業者の立場としては、専門相談員が『国家資格』化がありがたい一方、現状から国家資格となるのはカリキュラムや時間数、実施内容等から考えてかなり難しいだろう。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テストを義務付けてもいいのではないかと。何年も前に資格を取った人の扱いなどが課題である。専門相談員のフォローアップ研修や講習があればいい。このような講習は、受講料が入ってくる（収益が上がる）のであれば対応も可能だろう。 ▶ 一方で、試験を誰が作るかが課題である。講習会事業者で作成しても構わないが、講習会ごとにレベル差が出てくると思われるので、試験を作成する上でのガイドラインがあればありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ カリキュラムの時間の割き方は再度検討する余地がある。医学の基礎知識等は時間内で講義できる内容がかなり限られてきているので、その分実習時間を増やしたほうがよいのではないかと。

(2) 都道府県

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：都道府県ヒアリング結果 1

指定講習会の指定事務について	A 県	B 県	C 県
1. 福祉用具専門相談員指定講習会の指定事務について			
指定事務移管後の指定状況	▶ 平成 18 年 3 月以前に九州厚生局による引継ぎ。平成 18 年 4 月以降（都道府県移管後）の新規指定分は 0 件。	▶ 平成 18 年 3 月以前に東北厚生局指定によるにみなし指定が 2 件、平成 18 年 4 月以降（都道府県移管後）の新規指定分は 0 件。	▶ 平成 18 年 3 月以前に指定のみなし指定による指定が 2 件。平成 18 年 4 月以降の新規指定分は 0 件。
指定事務の担当者		▶ 福祉用具担当の前任者の人事異動により決定。	▶ ヘルパー講習会の指定業務を実施していたため関連事業として引継ぎ。
指定事務にかかる今後の方針と課題（メリット等含む）	▶ 現状では島嶼部での対応が困難。	▶ 県民からの照会に直接回答することが可能な一方で、要綱の策定や様式の検討等の事務負担増加。 ▶ 数事業者の新規参加を期待。	▶ 県内の情報を一元的に把握できるが、事務量の増大が課題。 ▶ 今後大幅に方針を変更することはなく、要綱を変えることも非現実的。
2. 指定事務の負担感			
指定事務が移管されたことによる“都道府県”としての裁量権の有無	▶ 裁量権を発揮するような事態になっていない。 ▶ 都道府県で決めたことが国の方針と異なる場合が想定される。	▶ これまで裁量権を発揮する事態になっていない。どのように裁量権を発揮すべきか不明。 ▶ 指定要綱の緩和/厳格化の必要性も感じない。	▶ 国の方針に従っており現時点で裁量権は発揮していない。裁量権の発揮には躊躇する場面も多い。 ▶ 資格制度なので、国で一本化した方針を決定するほうがいい。
本省からの引継ぎ事項における不明点	▶ 事業者が多数の県で指定を受けている場合、指定を受けている都道府県の書類が全て引継書類として送られてきた。	▶ 県に事業所がない法人が他県での指定で講習を開いた際の取り扱い。	▶ 引継ぎに際して、厚生局とのやり取りが不十分。 ▶ 都道府県間での情報交換は行いにくい。
その他、指定事務を実施する上での困難な点	▶ ほとんどの指定事務は厚生労働省のガイドラインに沿って実施。	▶ 特になし。	▶ 庁内でも部署が異なると連携が難しいため、具体的な指定業務の方法が見えてこないのが現状。

D 県	E 県	F 県
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 18 年 4 月の引継ぎ以降、新規事業者指定が 2 件、更新が 1 件。 ➤ 移管当初は事業者からの問い合わせがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 18 年 3 月以前に厚生局のみなし指定を引き継いでいる。平成 18 年 4 月以降の新規指定分は 0 件。 ➤ 特に事業者からの問い合わせはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在は県内で 3 事業者が講習会を実施している平成 18 年 4 月以降、特に県内事業者からの問い合わせはない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以前から当課でヘルパー研修の指定を行っていた、「講習会」の区切りで業務を引き継いだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 18 年 4 月以前から福祉用具に関する業務を担当していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以前からヘルパー講習等の担当だった。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ メリットは特にない。 ➤ 引継ぎに伴い業務量が増加したことがデメリットである。 ➤ 全国的に研修のばらつきが生じるのはメリットでもあるがデメリットでもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き継いだことによるメリットはない。県指定事業者の他県での実施状況を把握してもそれほど意味はなく、他県での実施状況に不明点が多いのが実際。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県が担当窓口になったことで事業者とのやり取りが増えたことはメリット。 ➤ 他県の事業者が実施を希望している場合、その事業者を拒むことはできない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定要綱について変更等の議論は行っていない。 ➤ 独自性を出すのはかなり難しい。県としての裁量を発揮するのであれば研修内容に関する部分ではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県の指定要綱は国のものと殆ど同じ。 ➤ オリジナリティを出すとするれば、事業者－県との間の報告義務や頻度等の事務的な部分。 ➤ 実施する会場（の県）ごとに指定を与えるほうが現実的。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の要綱は厚生労働省から提示されたものを使用。 ➤ 事業者に対してどこまでの対応を県で実施し、どこからは国で対応するのが不明。 ➤ 事務的な部分については裁量権の発揮が可能。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引継ぎでの不明点は特になかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引継ぎの詳細な中身を十分に把握していないのが正直なところであるが、どこまで事業者に対して関与していくべきかが不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他県の事業者が実施する際にどのような情報交換をすればいいのかが不明（何を引き継げばいいのかがあいまい）である。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県が指定した事業者が他県で講習会を実施する場合の対応や連絡等が不備。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 困難な点はない。講師の資格要件の変更に関しては、要望があれば検討する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他県の事業者に不正があった場合にはどこまで講習会を実施する県が関与できるのかが分からない。

図表 福祉用具専門相談員指定講習会：都道府県ヒアリング結果2

福祉用具専門相談員指定講習会に対する意見	A 県	B 県	C 県
1. 福祉用具専門相談員の位置づけ、必要性の認識	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉用具専門相談員の資格としての位置づけは低いのではないか。 ➤ 用具知識がないのに取扱っている印象。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適正な判断の下、指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売が行われるために必要な人材。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉に関する資格を持っていない人にとって必要な資格。 ➤ フォローアップ研修がないが、取得者のバックグラウンドによって資質やレベルにばらつきが生じるのではないか。
2. 指定講習会の質を高める上での課題・問題点等		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2事業者とも概ね3ヶ月に1回の割合で開催しているため妥当。 ➤ 問い合わせは2週間に1回程度。一時期問い合わせが集中した時期があったが、販売・貸与業者に義務付けられた事業所の動きと関連。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実習方法等の工夫については県としての指導方法が確立していない。 ➤ 今後は県としてどの程度まで関与すべきかを改めて検討する必要あり。
3. 国・都道府県として取り組むべき課題		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本事業については県においては概ね順調に推移しているものと認識。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県間の情報交換が必要。事業者からの質問があった際にどの部署がどのように対処すべきか未決定の状況。 ➤ 本省が「指定講習会業務に関するQ&A集」等を作成するのも一案。 ➤ 県のHP上では指定講習会の情報提供を行っていない。県内の資格者の把握は今後の検討課題。

D 県	E 県	F 県
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉用具専門相談員は必要な資格ではあるが、「働くための資格」ではないとの認識。 ▶ 当課では専門相談員の数は把握していない（把握しているのは別の課）ため、今までの修了者がどの程度いるかの実態が不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要な資格ではあるが、汎用性が低い資格との認識。 ▶ 福祉用具の販売・貸与を実施するための登竜門としての位置づけに仕上がっていない。 ▶ 福祉用具の販売・貸与の事業者の資質が講習の受講によって磨かれているかどうか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門相談員の資格をどれだけ重視するかによって位置づけが異なる。最終的に全国で資格の統一性がないと困る。 ▶ 専門相談員は資格としての位置づけが低いのではないかと。専門相談員の業務がしたければむしろみなし資格を取ったほうが効率的である。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県では 10 程度の指定講習会事業者がいるが、指定講習会の数自体はこの程度が妥当だろう。県内で実施場所のバランスが取れていればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講習の受講により、事業者（従事者等）の資質が向上するような仕組みが必要。 ▶ 専門相談員は今後ヘルパー資格のサブ的な位置づけにすることができるとはではないか。専門相談員の資質を実質的に担保できる形で他の資格養成の中に指定講習会を残すようなことも可能だろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在みなし資格として扱われている資格（ヘルパー 2 級等）の養成過程で、40 時間の指定講習会を組み込んでいくことができるとはではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県として改めて資格の周知が必要である。県のHPや広報等での宣伝はしておらず、事業者の努力に任せているのが現状である。 ▶ 事業者から県内の用具や施設に対する問い合わせがあった場合は、当課ではなく別の課が担当している。担当課は各都道府県によって異なるが、課同士の情報交換や現状把握も再度必要になってくるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 他県とのやり取りは重視されていない。他県と連絡を取りたくてもどのようにして取ればいいのか不明なので、対応方法等は課題である。 ▶ 全国的な統一感がないと資格としては問題であるため、きちんとした資格と位置づけるのであれば改めて国が取り仕切るほうが望ましいのではないかと。

